

亀山市公告第88号

令和5年10月10日付け亀山市公告第84号で公告した内容の一部について、次のように訂正する。

令和5年10月12日

亀山市長 櫻井 義之

次の表の訂正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「訂正部分」という。）及び同表の訂正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「訂正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 訂正部分及びこれに対応する訂正後部分が存在するときは、当該訂正部分を当該訂正後部分に改める。
- (2) 訂正部分に対応する訂正後部分が存在しないときは、当該訂正部分を削る。

訂正後	訂正前
<p>2 参加資格に関する事項</p> <p>本工事の入札に参加できる者は、公告の日から落札決定日までの間において、次に掲げる条件を満たしている者とする。</p> <p>[(1) ~ (11) 略]</p> <p>(12) 法第26条及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。</p> <p>ア 防水工事業に関して、次のいずれかに該当する者</p> <p>[(ア) 略]</p> <p>[(イ) を削る。]</p>	<p>2 参加資格に関する事項</p> <p>本工事の入札に参加できる者は、公告の日から落札決定日までの間において、次に掲げる条件を満たしている者とする。</p> <p>[(1) ~ (11) 略]</p> <p>(12) 法第26条及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。</p> <p>ア 防水工事業に関して、次のいずれかに該当する者</p> <p>[(ア) 略]</p> <p><u>(イ) 技術士法(昭和58年法律第</u></p>

<p>(イ) 法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者</p> <p>[イ及びウ 略]</p>	<p><u>25号) による2次試験に合格した者 (建設業法施行規則第7条の3に規定された者)</u></p> <p>(ウ) 法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者</p> <p>[イ及びウ 略]</p>								
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">競争参加資格に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td> <p>技術者要件</p> <p>契約時に建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。</p> <p>ア 防水工事業に関して、次のいずれかに該当する者</p> <p>[(ア) 略]</p> <p>[(イ) を削る。]</p> <p><u>(イ) 建設業法第15条</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	競争参加資格に関する事項		[略]	<p>技術者要件</p> <p>契約時に建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。</p> <p>ア 防水工事業に関して、次のいずれかに該当する者</p> <p>[(ア) 略]</p> <p>[(イ) を削る。]</p> <p><u>(イ) 建設業法第15条</u></p>	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">競争参加資格に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td> <p>技術者要件</p> <p>契約時に建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。</p> <p>ア 防水工事業に関して、次のいずれかに該当する者</p> <p>[(ア) 略]</p> <p><u>(イ) 技術士法による2次試験に合格した者 (建設業法施行規則第7条の3に規定された者)</u></p> <p><u>(ウ) 建設業法第15条</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	競争参加資格に関する事項		[略]	<p>技術者要件</p> <p>契約時に建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。</p> <p>ア 防水工事業に関して、次のいずれかに該当する者</p> <p>[(ア) 略]</p> <p><u>(イ) 技術士法による2次試験に合格した者 (建設業法施行規則第7条の3に規定された者)</u></p> <p><u>(ウ) 建設業法第15条</u></p>
競争参加資格に関する事項									
[略]	<p>技術者要件</p> <p>契約時に建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。</p> <p>ア 防水工事業に関して、次のいずれかに該当する者</p> <p>[(ア) 略]</p> <p>[(イ) を削る。]</p> <p><u>(イ) 建設業法第15条</u></p>								
競争参加資格に関する事項									
[略]	<p>技術者要件</p> <p>契約時に建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。</p> <p>ア 防水工事業に関して、次のいずれかに該当する者</p> <p>[(ア) 略]</p> <p><u>(イ) 技術士法による2次試験に合格した者 (建設業法施行規則第7条の3に規定された者)</u></p> <p><u>(ウ) 建設業法第15条</u></p>								

	<p>第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同 等以上の能力を有するものと認定した者 [イ及びウ略]</p>		<p>第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同 等以上の能力を有するものと認定した者 [イ及びウ略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>			